住所　横浜市保土ケ谷区川島町1404番地
ニエン・ソパー　昭和46年5月17日生
住所　横浜市青葉区美しが丘西1丁目16番地3
ユッタナー・マナッスントンブット　昭和38年8月25日生
住所　横浜市鶴見区駒岡1丁目27番48―406号
林雪珠　昭和52年12月20日生
住所　横浜市中区扇町2丁目6番地11
金泓美　平成2年3月8日生
住所　横浜市中区山下町131番地
區孜煌　昭和56年2月6日生
住所　川崎市川崎区本町2丁目5番地3
李宏　昭和51年10月25日生
住所　東京都江東区新砂3丁目4番43―612号
閻夏　昭和62年7月3日生
住所　東京都港区南麻布1丁目5番32号
田崎淑　昭和44年10月10日生
金璐奈　平成7年5月17日生
金侑奈　平成10年3月16日生
金徹哉　平成12年7月15日生

○農林水産省告示第九百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年五月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　石川県小松市大杉町寅三二のロ、三二のハ二、三二のヲ、三二のワ、三二のカ甲、三二のカ乙、三二のヨ、三二のレ、三二のソ、三二のツ、三二の子、三二のナ、三二のラ、三二のム、三二のウ、三二のノ、三二のク甲、三二のク乙、三二のヤ、三二のマ、三二のア一、三二のア乙、三二のサ、三二のキ、三二のユ、三二のメ、三二の三、つ三九の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県二本松市古倉字高日向一の五、一の六、字水落二の四、二の五

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第九百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県北秋田市桂瀬字間内沢一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区小倉字大保戸一〇八一の一・一〇八一の三・一〇八二（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　奈良県吉野郡天川村大字中越二八の二・二八の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県庁及び天川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県八戸市大字是川字長才平二の一七、二の一九、二の二〇、九の二、一五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋字長坂三四四四の四、字箕ヶ平三四五五の二二、三四五五の二五、三四五五の二七、三四五五の二八、三四五五の三一、三四五五の三二、字陣配坂ノ前三四五九の七、字陣配坂三四六一の三、字岩船山三四六四の一・三四六四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三四六四の三、三四六四の四、三四六四の六、三四六四の七、三四六四の二一、三四六四の二二、三四六四の二九（次の図に示す部分に限る。）、三四六四の三六、三四六四の三七、三四六四の六七、三四六四の九一、三四六四の九二、字蛇抜谷三四七一の一、字上大平ル三四七二の一（次の図に示す部分に限る。）、三四七二の一〇、三四七二の一七、三四七二の二〇、三四七二の二四九、三四七二の五〇、三四七二の五二、字大谷上ミ坂三四七四の一三、三四七四の一四、三四七四の一五（次の図に示す部分に限る。）、三四七四の四八、三四七四の八三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長坂三四四四の四・字岩船山三四六四の一・三四六四の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三四六四の三、三四六四の四、三四六四の六、三四六四の七、三四六四の二一、三四六四の二二、三四六四の二九（次の図に示す部分に限る。）、三四六四の三六、三四六四の三七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三四六四の六七、三四六四の九一、三四六四の九二、字蛇抜谷三四七一の一、字上大平ル三四七二の一（次の図に示す部分に限る。）、三四七二の一七、三四七二の二〇、三四七二の二四九、三四七二の五〇、三四七二の五二、字大谷上ミ坂三四七四の一三、三四七四の一四、三四七四の一五（次の図に示す部分に限る。）、三四七四の四八、三四七四の八三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字勝負谷八九六の一から八九六の六まで、九〇三の一、字下モ堤谷九〇九の一、九〇九の六から九〇九の一二八まで、字十郎谷九一八の一から九一八の五一まで、九一九の一から九一九の四〇まで、字東地蔵空一〇七七の一、一〇七七の六、字十万寿ノ一、一〇〇一、一一〇一、一一〇二の二、字片柴越一一四四の一から一一四四の四まで、字土器谷一一六四の二、字古屋谷一一八〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）